

平成29年度さいたま市立常盤中学校

# いじめ防止基本方針

H29 9月変更



さいたま市立常盤中学校

# 平成29年度 さいたま市立常盤中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校のすべての生徒が、毎日元気に登校し、笑顔で下校ができる、いじめのない学校を目指し、一人ひとりがいじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立常盤中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性も踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。そして、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人、及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2）構成員：

中学校側 校長・教頭（      先生）・生徒指導主任(司会)・教育相談主任・人権主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・さわやか相談員・スクールカウンセラー

地域の方 PTA会長・主任児童委員・保護司・公民館長、警察関係者

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察経験者など構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 開 催

- ア 定例会 (年2回開催5/22(月) 12/15(金))
- イ 校内委員会(生徒指導委員会等と兼ねて開催)
- ウ 臨時部会(必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催)

(4) 内 容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 生徒いじめ対策委員会 (各学期1回開催5/22(月) 9/22(月) 12/15(金))

(1) 目 的

**いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取り組みを推進する。※H26 12月変更**

(2) 構成員：生徒会長、生徒副会長、生徒会書記、学級委員

(3) 担 当：教頭、生徒指導担当・生徒会担当・養護教諭

(4) 開 催：各学期1回開催

(5) 内容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。
- エ いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、学級委員が集まる話し合いを開催する。 ※H26 12月追加

## V いじめの未然防止 ※いじめ防止基本方針より

### 1 道徳教育の充実:道徳主任が担当

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して:生徒指導主任が担当

- 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
  - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり

- ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

### 3 「人間関係プログラム」を通して:**人間関係プログラム担当者(1年)**

#### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む

#### (2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

#### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して:**特別活動主任が担当**

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施： 全学年 校長会から：**H27年度から必ず1学期に実施。**

### 5 メディアリテラシー教育を通して:**生徒指導主任が担当**

#### (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話等の情報端末を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：**29年4月27日(木)**  
「非行防止教室」：**29年7月4日(期末テスト2日目午後)**

### 6 赤ちゃん・幼児触れ合い体験を通して:**家庭科主任が担当**

- 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施： 3年生2学期(10月～11月)

### 7 人権教育を通して:**人権教育主任が担当**

- 常盤中学校人権週間を設定し、様々な人権について考えさせ、いじめや差別を許さない態度を養う  
12月の人権週間で生徒が作文を読む。校長先生からの講話など

### 8 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子供の些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子供の基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。 ※H26 12月追加

## 9 小・中一貫教育の推進

○関係小学校との連絡を強化し、児童生徒のみならず教職員の人間関係も併せて構築していく。

(1)「常盤中学校区小・中一貫教育推進連絡会」の開催

4月に開催

(2)研究推進委員会の開催

組織…校長・教頭・教務（主幹）・コーディネーター・研究推進委員

(3)教職員の合同研修会の開催

5月、8月、9月に開催

(4)「さいたま市小・中一貫教育」カリキュラムの活用・実践

(5)教職員による相互授業参観

(6)兼務発令教員等による小学校教諭とのTT授業

(7)つぼみの日

(8)行事交流（体育祭等）

※H29 3月追加

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1)健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底等

(2)授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている

(3)休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等

(4)給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる

(5)部活動：部活動を無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている等

(6)登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる等

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施:教育相談主任が担当

(1)アンケートの実施 4月18日(火)・10月・1月(市教委のもの年3回) ※必要に応じて実施する

「常盤中希望のアンケート」 上記以外の月、原則として、毎月第2水曜日におこなう。

(2)アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3)アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童（生徒）と面談をおこない記録し、保存する。

面談した児童（生徒）について、学年・学校全体で情報共有する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告:生徒指導主任が担当

(1)「常盤中希望のアンケート」を毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2)いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

### 4 教育相談週間（日）の実施:教育相談主任が担当

(1)年2回、教育相談週間（日）を設定する。

6/26(月)～6/30(金)期末テスト前 10/27～11/2の三者面談前

①教育相談週間は帰りの学活後30分話をする時間をとる。気になる生徒と話をする。

②三者面談期間前に事前アンケートをおこない、生徒との二者面談後、三者面談で確認する。

(2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

- ①教育相談だよりの発行
- ②さわやか教育相談室の充実

#### 5 保護者アンケートの実施:教育相談主任が担当

- (1) アンケートの実施 6月 9月 11月(3回) +毎月の学校だよりで情報提供を呼びかけ
- (2) アンケート結果の活用

#### 6 地域からの情報収集:教頭先生が担当

- (1) 民生委員・主任児童委員
- (2) 地域の青少年健全育成諸団体
- (3) 学校評議員

### Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。学校の特定の教職員が、いじめに係る問題を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。  
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、・・・いじめ対策委員会を開き、情報を集約・整理する。情報を共有化し、今後の対応や役割を確認する。
- 教務主任は、・・・教頭を補佐し、情報を集約・整理する。
- 担任は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。  
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。  
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、・・・学年主任と学級担任との連絡・調整を図り、学級担任の支援と担当する学年生徒の指導及び担当生徒の情報収集を行う。
- 学年主任は、・・・担当する学年の生徒の情報収集を行う。  
担当する学年の情報共有を行う。校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、・・・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。  
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。  
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、・・・いじめられた生徒・保護者からの相談体制を整える。相談を通して収集した情報を確認・整理し、組織的な指導ができるよう対応する。
- 特別支援コーディネーターは、・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。  
う。
- 養護教諭は、・・・担任と連携し情報の提供・収集を行う。  
生徒の心身の状態を確認と必要なケアを行う。

- 部活動の顧問は、・・・担任と連携し、事実確認のための情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- さわやか相談員は・・・生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認められた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実にを行う。
  - 重大事態について
    - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
      - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
      - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
      - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
      - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
    - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
      - ・ 年間30日を目安とする。
      - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
  - 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
    - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
    - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

### <学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

### <教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

- ・年度当初、指導方針の共通理解を図る。
- ・全職員が協同して問題解決や未然防止に取り組もうとする意識を高める。

(2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

- ・アンケートにより基本方針の見直しを行う。

### 2 校内研修

(1) 学習指導の研修

- ・「わかる・できる」学ぶ喜びが感じられる授業づくり、確かな学力の向上のための研修の実施

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- ・いじめの問題に関する事例研修の進め方やロールプレイングの手法を生かした研修の実施

(3) 情報モラル研修

- ・インターネット社会の功罪について確かな理解を図る研修の実施

(4) 「ネットいじめ」にかかわる研修の実施

ア. ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため

イ. 回数 学期に1回(年に3回)

ウ. 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

※H26 12月追加

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期：6月29日（金）、10月31日（水）、1月31日（木）までとする。

(2) いじめ対策委員会の開催時期：5月31日（木）、9月28日（金）、2月28日（木）までとする。

(3) 校内研修会等の開催時期：5月31日（木）、10月31日（水）、2月28日（木）とする。



## 《常盤中 希望アンケート》

今、君たちは常盤中学校に通って、充実していますか？学校生活で大人になるための学習以外の学びを得ていますか？中学校生活のなかには「楽しいこと」「つらいこと」などいろいろなことがあると思います。

今を見つめ、これからの希望に思いを馳せて過ごしてもらうためのアンケートを実施します。自分の『こころ』と素直に向かい合い、アンケートに答えてみてください。(アンケート記入は5分です)

最近一か月のことについて記入してください。

① 今、頑張っていること・楽しいことは何ですか？

年 組 番  
氏名

ある ・ ない

② 『学校に行きたくないな・・・』と思うことはありますか？「ある」と答えた人、それは何ですか？

ある ・ ない

「ある」と答えた人…何に関わることでか、

○を付けてください。(複数回答可)

友人・成績・クラス・部活・家庭

その他( )

③ 自由記述 (なにか伝えたいことがあれば自由に書いてください) ある ・ ない  
書くことがない場合は、特になしと書いてください。

### XI 平成28年度の現状と平成29年度への課題

1 平成28年度の現状

(1) いじめについて

教育委員会に報告したいじめ事例は1例。

現在は生徒からの訴えはない。経過観察が必要なため未解決のままである。

(2) いじめの未然防止についての取り組み ※各担当者から説明

①総合の時間…「潤いの時間」担当者から

「いじめ撲滅強化月間」(1年生6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

②特別活動主任が担当…学級活動担当からORさわやか相談員から

「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して(全学年実施)

生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

小5～中3まで内容を変えておこなっている。

小6は担任+さわ相、中1は担任+さわ相、中2は担任+スクールカウンセラー、中3は担任

③生徒指導主任が担当:メディアリテラシー教育を通して

「携帯・インターネット安全教室」(4月21日)と「非行防止教室」(7月17日実施)

生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話等の情報端末を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

ブログやメールに添付した写真から、位置情報がわかり、犯罪に利用されることもある

④家庭科主任が担当 赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して(3年生2学期実施)

赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

⑤人権教育主任が担当 人権教育を通して

常盤中学校人権週間を設定し、様々な人権について考えさせ、いじめや差別を許さない態度を養う12月の人権週間で生徒が作文を読む。生徒会長・校長先生からの講話など

いじめを許さない態度を自信を持って対応してほしい。

⑥生徒会担当から  
子供いじめ対策会議

夏休み中のいじめ対策会議できたことを生徒に伝えていく。

1 2 月の人権週間で生徒会長からの呼びかけ

(3) 保護者の取り組み

学校アンケートを実施し、いじめや学校に対する意見・要望を出していただき、学校が対応できるものについては改善した。

アンケートに寄せられた情報は校長先生が必ず最初に読み、関係する先生に連絡して、対応している。

(4) 保護者へのお願い

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子供の些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子供の基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

(5) 地域の取り組みとお願い。

いじめ、またはいじめの疑いがある場合は学校に通報していただく、本年度はなかったが、引き続きお声掛けをしたい。

学校に来る機会を増やし、来たときに気になることを書いてもらえるようなアンケート用紙を置いておき、また、いつでも意見を出せるような回収箱を用意する。